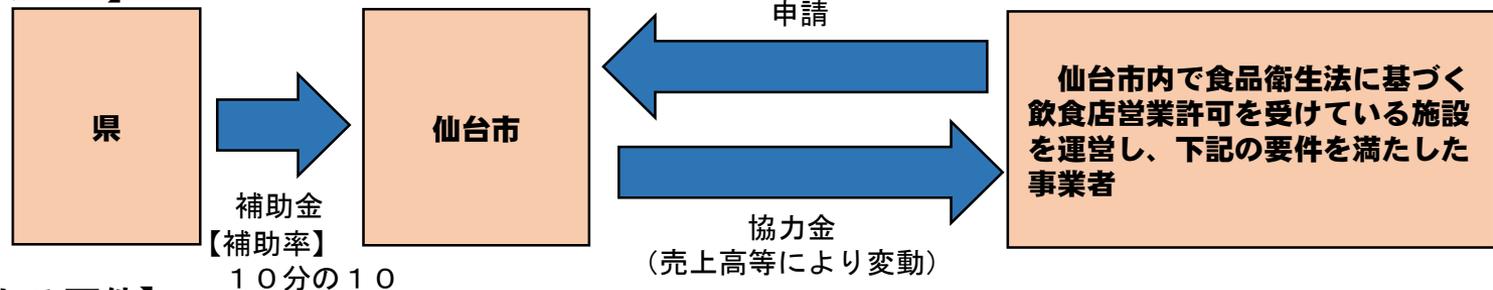


# 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（案）

（仙台市適用分 令和3年4月5日午後8時～令和3年5月6日午前5時要請分）

仙台市全域を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年4月5日（月）午後8時から令和3年5月6日（木）午前5時までの間、午前5時から午後8時までの営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給いたします。

## 【①実施スキーム】



## 【②対象となる要件】

◎令和3年4月4日(日)以前から開業しており、令和3年4月5日(月)午後8時から令和3年5月6日(木)午前5時の期間中に午前5時から午後8時までの時間短縮営業に全面的に御協力いただくこと。

※酒類の提供は、午前11時から午後7時までの間に限る。

※従前より、午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外

※感染状況によっては、5月6日以前に営業時間短縮要請が解除される場合があります。

◎「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等

## 【③支給額の単価】

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～10万円	10～25万円	25万円～
中小企業者	A売上高による方法	4万円/日	4～10万円/日 (1日の売上高の4割)	10万円/日
	B売上高減少額による方法	売上高減少額×0.4(上限額20万円)/日		
大企業(売上高減少額による方法)		売上高減少額×0.4(上限額20万円)/日		

※中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可

※協力金の支給額は、1施設あたり1日単価×31日間となります。

※感染状況が落ち着くなどして要請期間が短縮された場合には、短縮された日数に応じて支給額も変更となります。

## ※R3.3.25～R3.4.12までの営業時間短縮要請に伴う協力金支給の変更点

	要請期間	支給額
変更前	R3.3.25～R3.4.12 (18日間)	72万円 (4万円/日)
変更後	R3.3.25～R3.4.5 (11日間)	44万円 (4万円/日)

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（案）

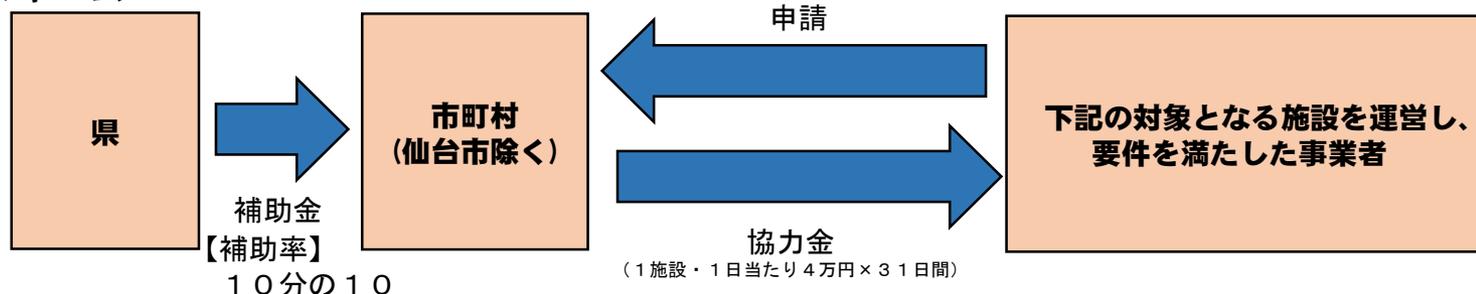
（仙台市以外市町村適用分 令和3年4月5日午後9時～令和3年5月6日午前5時要請分）

仙台市以外の市町村全域を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年4月5日（月）午後9時から令和3年5月6日（木）午前5時までの間、午前5時から午後9時までの営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給いたします。

## ◎支給額 1施設・1日当たり4万円×31日間

※感染状況が落ち着くなどして要請期間が短縮された場合には、短縮された日数に応じて協力金の支給額も変更となります。

## ◎実施スキーム



## 【対象となる施設】

食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている下記の店舗

### ①接待を伴う飲食店

※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗

### ②酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む)

## 【対象となる要件】

◎令和3年4月4日(日)以前から開業しており、令和3年4月5日(月)午後9時から令和3年5月6日(木)午前5時の期間中に午前5時から午後9時までの時間短縮営業に全面的に御協力いただくこと。

※ 以前から、午前5時から午後9時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外

◎「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等